

令和5年度

少年センターの概要



郡山市少年センター

目 次

郡山市の概況	
1 郡山市のプロフィール	1
2 郡山市の状況	2
3 少年センター組織図	2
郡山市少年センターのあゆみ	3
令和5年度少年センター運営方針	4
令和5年度少年センター事業計画	5
令和4年度少年センター事業報告	
1 特別補導・会議等実施状況	6
2 街頭補導実施状況	
(1) 年間実施状況	7
(2) 補導少年行為別・学識別状況	7
3 広報活動実施状況	8
4 環境浄化活動実施状況	8
5 年度別街頭補導実施状況	8
街頭補導コース	9
街頭補導実施時間	9
郡山市少年センター運営協議会	10
郡山市少年センター補導員	10
郡山市少年センター条例	11
郡山市少年センター条例施行規則	12

郡山市の概況

1 郡山市のプロフィール

北には、奥羽山脈の秀峰・安達太良山を望み、東は阿武隈山系につつまれ、また、全国第4位の大きさを誇り、別名・天を映す鏡「天鏡湖(てんきょうこ)」と呼ばれる美しい猪苗代湖や阿武隈川の豊かな潤いに満たされた水と緑の豊かな景観を楽しめます。

郡山は、明治時代、延べ85万人の力により猪苗代湖から水を引いた安積疏水(あさかすい)の開きを機に、全国9藩(久留米・鳥取・岡山・松山・土佐・米沢・二本松・会津・棚倉)の旧士族など2,000人が人口5,000人のまちに移住し、原野を切り拓いた安積開拓(あさかかいたく)により肥沃な農地を確保し、飛躍的な発展を遂げました。(平成28年4月、日本遺産認定)

そして、福島県の中心都市として発展を続けるとともに、地理的条件の良さを生かした交通網が発達し、陸の港として人・モノ・情報が行き交う交流の拠点になっており、周辺には、磐梯山をはじめ、三春の滝桜・あぶくま鍾乳洞・牡丹園など、ちょっと足をのばせば、会津・いわき・福島・喜多方・白河、福島県の魅力をすべて楽しめる最高の観光拠点でもあります。

2018(平成30)年4月、郡山市は、「あすまちこおりやま(郡山市まちづくり基本指針)」をスタートさせ、「学び育む子どもたちの未来」を大綱の一つに位置づけ、子どもたちの健全な育成に全力で取り組んでいます。

また、子どもを第一に考えるまちづくりを推進するため「郡山市子ども条例」を同年4月に施行しました。この中で本市は、子どもを支援するための基本理念、市・保護者・市民等大人たちの責務、子どもへの支援に関する施策を総合的かつ継続的に推進するための基本となる事項を定め、子どもが健やかに成長し、自立できる社会を実現することを規定しております。

さらに、2020(令和2)年度から2024(令和6)年度を計画期間とする「第2期郡山市ニコニコ子ども子育てプラン」を策定し、「誰一人取り残さない(No one(child) will be left behind)」子育て支援の実現を目指します。

子どもを第一に考えるまちづくりの実現には行政だけでなく、市民一人ひとりの挑戦、取り組みが不可欠です。社会全体で子ども達を見守っていくまちづくりの推進のため、少年センターでも「見える補導活動」を通して、青少年のための環境浄化及び市民一人ひとりの意識向上を図ってまいります。

位置 東経：140° 02' 10"
～140° 33' 52"
北緯：37° 15' 58"
～37° 37' 34"
標高 海拔：245m(市役所)
面積 757.20㎢
東西 46.78 km
南北 39.95 km



2 郡山市の状況

(令和5年4月1日現在 郡山市統計情報)

人 口	世 帯	1世帯当り人口	少年人口 (R5.1.1)	警察署数
322,515人	142,628世帯	2.26人	(7~18歳) 33,537人	2

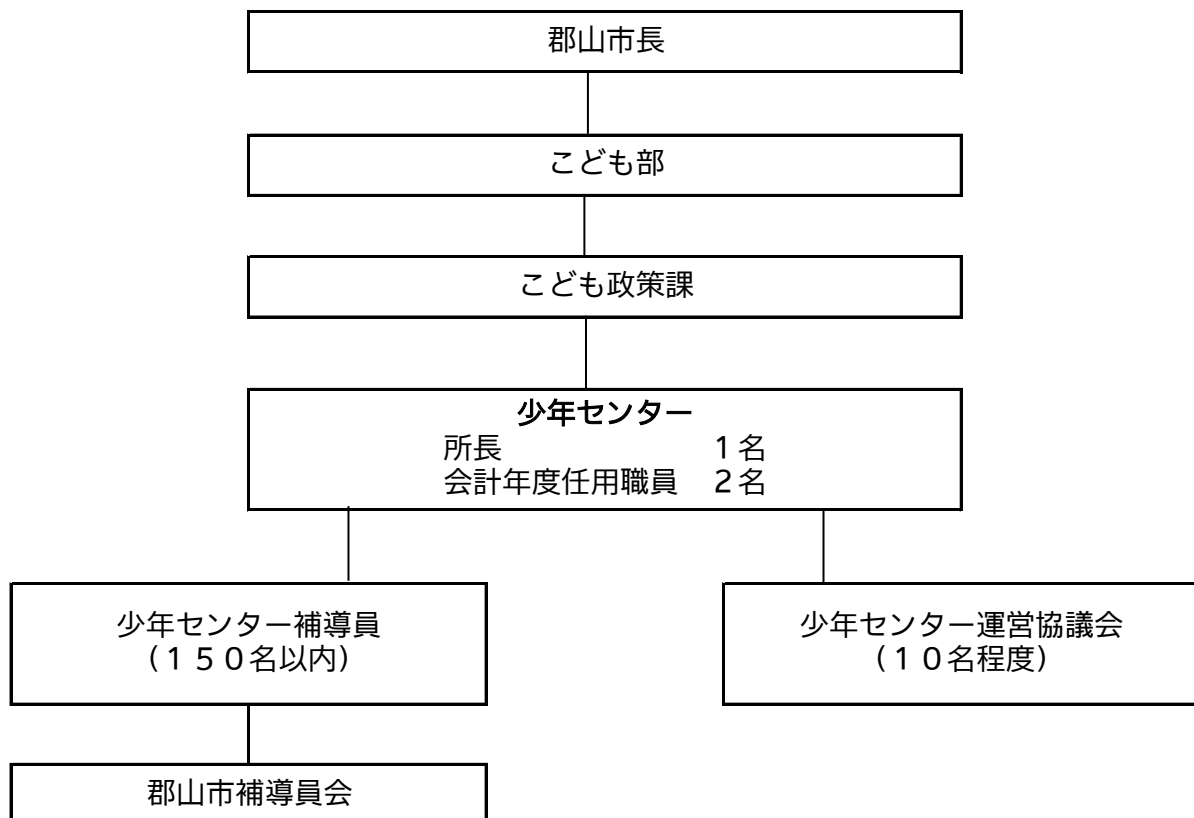
学校数内訳 (分校、私立、休校を含む)

(令和4年版郡山市統計書)

幼稚園	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校
31	52	26	2	14

特別支援学校	各種学校	専修学校	短大	大学
4	3	20	1	3

3 少年センター組織図



郡山市少年センターのあゆみ

昭和35年	8月	防犯協会郡山連合会によって郡山青少年補導センターが設置された。事務局を郡山キリスト教会（稲荷町70）内に設ける。
昭和38年	8月	郡山青少年補導センター新築（清水台124）。郡山キリスト教会より移転する。
昭和39年	8月	郡山青少年補導センターが郡山市に移管され、名称を郡山市少年センターとし、福祉事務所所管となる。
昭和40年	5月	郡山市少年センター条例制定。
昭和42年		郡山駅構内に白ポスト設置（2ヶ所）
昭和43年	4月	郡山市少年センター新築（清水台一丁目1番30号）により移転（鉄筋コンクリート二階建て 167㎡）
昭和53年	7月	郡山市教育委員会事務局社会教育課所管となる。
平成元年	10月	郡山市教育委員会事務局青少年課新設により青少年課所管となる。
平成3年	5月	青少年すこやか相談室が中央公民館から少年センターに移転。
平成6年	4月	青少年すこやか相談室が少年センターより芳山小学校に移転。
平成14年	4月	郡山市教育委員会事務局生涯学習課所管となる。
平成20年	4月	郡山市教育委員会事務局生涯学習スポーツ課所管となる。
平成22年	4月	郡山市こども部こども未来課所管となる。
平成27年	4月	市内大町に少年センター移転。
平成29年	11月	全国青少年補導センター連絡協議会「福島大会」を開催。
平成31年	4月	市内清水台一丁目6番1号に移転。清水台地域公民館併設となる。
令和3年	4月	組織改編により郡山市こども部こども未来課をこども政策課へ改称。

令和5年度少年センター運営方針

1 補導活動の実施

青少年の健全育成と非行防止を図るため、補導活動を実施する

- (1) 情報や調査に基づく不良環境個所の点検分析
- (2) 未成年者入場禁止場所等の点検調査
- (3) 愛の一声運動の実施
- (4) 特別補導（年中行事等）の実施
- (5) 補導員研修の実施
- (6) 他市少年センターとの連絡協調

2 社会環境浄化運動の推進

青少年をとりまく有害な社会環境の浄化活動を実施する

- (1) 有害な広告物等(チラシ)の点検、協力依頼を実施
- (2) 不良行為が起り易い「たまり場」の点検調査

3 関係機関団体との連携

補導活動及び少年相談への対応のため、関係機関団体との連携を深め、協力体制を維持する

4 広報活動の推進

青少年の健全育成を図るため、WEB、広報紙、ポスター、チラシ等による市民への啓発を図る

令和5年度事業計画

月	特別補導活動	研 修 ・ 会 議 等
4月	さくらまつり	
5月	こどもまつり	郡山市少年センター補導員研修会 郡山市補導員会総会
6月		
7月	鬼子母神まつり	福島県少年センター連絡協議会総会
8月	うねめまつり ふくやま夢花火 あさか野夏まつり花火	郡山市少年センター補導員委嘱替 第1回少年センター運営協議会
9月 、	秋季例大祭(秋まつり)	福島県少年センター連絡協議会補導員研修会 郡山市補導員会視察研修
10月		
11月		郡山市青少年健全育成推進大会
12月	クリスマス	
1月	七日堂参り	郡山市少年センター補導員研修会
2月		第2回少年センター運営協議会
3月		

通常補導(毎月18回程度)

- その他
- ・ 郊外の大型店舗等で補導を実施し、青少年の状況を確認する。
 - ・ 「少年センターだより」を発行し、活動状況の広報を行う。
 - ・ 郡山市内の高等学校の年間行事予定表を確認し、補導活動の参考とする。

令和4年度事業報告

1 特別補導・会議等実施状況

開催月日	名 称	出席者数	備 考
4月7,9日	さくらまつり特別補導	8人	
5月5日	こどもまつり特別補導	中止	
5月20日	県南地区高等学校生活指導連絡協議会郡山支部第1回支部会・総会	1人	帝京安積高校 アイビーフィールド
6月	郡山市少年センター補導員研修会	中止	資料配付
6月	福島県少年センター連絡協議会総会	書面開催	
6月	第1回私学四高校生活指導連絡協議会	中止	
7月7,8日	鬼子母神まつり特別補導	中止	
7月14日	ふくやま夢花火関係団体連絡会議	1人	
7月19日	福島県少年センター連絡協議会総会	1人	福島市
8月5,6日	うねめ祭り特別補導	11人	
8月6日	ふくやま夢花火特別補導	4人	
8月	あさか野花火大会特別補導	中止	
9月27~29日	秋祭り特別補導	中止	規模縮小のため
10月	県南地区高等学校生活指導連絡協議会郡山支部第2回支部会	中止	
10月4日	福島県少年センター連絡協議会補導員研修会	11人	白河市立図書館「りぶらん」
10月6日	第1回少年センター運営協議会	6人	郡山市総合福祉センター
10月	東北地区青少年補導センター連絡協議会定期総会並びに定期研修会	書面開催	研修会は中止
11月	第2回私学四高等学校生活指導連絡協議会	中止	
11月22日	第45回郡山市青少年健全育成推進大会	1人	中央公民館
12月23,24日	クリスマス特別補導	6人	郡山駅周辺
1月6日	七日堂参り特別補導	4人	如賣寺周辺(堂前町)
1月	郡山市少年センター補導員研修会	中止	
2月	県南地区高等学校生活指導連絡協議会郡山支部第3回支部会	中止	
2月15日	第2回少年センター運営協議会	6人	郡山市総合福祉センター
3月	第3回私学四高校生活指導連絡協議会	中止	

2 街頭補導実施状況

(1) 年間実施状況

区分		午後	下校時	夜間	計	合計
実施日数						205 日
実施回数		117 回	54 回	35 回		206 回
従事員数	(男)	42 人	125 人	134 人	301 人	936 人
	(女)	501 人	132 人	2 人	635 人	
補導少年数	(男)	1,003 人	769 人	169 人	1,941 人	4,804 人
	(女)	1,736 人	969 人	158 人	2,863 人	

(2) 補導少年行為別・学識別状況

行為別	学識別 未就学 児童	在学少年					勤労 少年	無職 少年	計	合計
		小学生	中学生	高校生	大学生	専門学 校生等				
飲酒	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
喫煙	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
乱暴・けんか	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
怠学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
自転車二人乗り	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
自転車無灯火	0	0	0	13	0	2	0	0	15	16
	0	0	0	1	0	0	0	0	1	
その他	0	0	0	1	0	5	0	0	6	7
	0	0	0	0	0	0	1	0	1	
小計	0	0	0	14	0	7	0	0	21	23
	0	0	0	1	0	0	1	0	2	
愛の一声	11	115	175	1,536	4	67	10	2	1,920	4,781
	3	102	226	2,462	5	60	3	0	2,861	
刑罰法令に 触れる行為	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
要保護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	11	115	175	1,550	4	74	10	2	1,941	4,804
	3	102	226	2,463	5	60	4	0	2,863	

上段：男子 下段：女子

その他： 禁止区域でのスケートボード（東口広場）、自転車走行（駅前広場）

3 広報活動実施状況

実施月日	対 象	実 施 方 法	実 施 内 容	従事者数	回数	配布部数
—	—	新型コロナウイルス感染予防のため、未実施	—	—	—	—

4 環境浄化活動実施状況

実施月日	内 容	部数等
通年	ピンクチラシ等を街頭補導活動時に回収	0点

5 年度別街頭補導実施状況

年度別	実施日数	実施回数	従事補導員数	補導少年数	愛の一声
平成22年度	256	296	1,948	208	2,420
平成23年度	241	305	1,910	191	2,812
平成24年度	270	326	2,174	104	3,291
平成25年度	265	324	2,193	103	4,017
平成26年度	264	330	2,120	74	4,487
平成27年度	233	256	1,617	54	4,105
平成28年度	226	252	1,484	48	5,056
平成29年度	208	231	1,501	83	5,838
平成30年度	203	216	1,426	74	6,681
令和元年度	199	211	1,171	88	5,274
令和2年度	185	187	840	56	4,147
令和3年度	124	125	623	16	3,047
令和4年度	205	206	936	23	4,781

街頭補導コース

中央コース	1コース	少年センター～中町～うすい前～陣屋～アティ～郡山駅（I+カ・I+パル）～ペデストリアンデッキ～ビッグアイ～日出通り～駅前アーケード～駅前大通り～少年センター
	2コース	少年センター～駅前大通り～郡山駅西口広場～郡山駅～郡山駅東口～東橋～本町緑地～中町～旧国道4号線～少年センター
	3コース	少年センター～中町緑地～（東橋前の交差点右折）～橘地域公民館～松木稲荷神社～イオンタウン（ゲームセンター等）～いわき平けいりん～鴻ノ巣公園～駅東口～駅前大通り～少年センター
	4コース	少年センター～駅前大通り～大町大通り～美術館通り～郡山駅東ショッピングセンター～美術館通り～駅西口広場～駅前大通り～少年センター

街頭補導実施時間

街頭補導時間		月回数(平均)
午後1	15:00～16:30	4.5
午後2	15:30～17:00	4.5
下校時	16:00～17:30	4.5
夜間	18:30～20:00	3
土日	15:30～17:00	1.5
合計		18

※ 特別補導等については、各イベントの状況に応じて実施する。

郡山市少年センター運営協議会

少年センターの円滑な運営を図るために運営協議会の委員を委嘱し、街頭補導活動を通じて青少年の非行防止と健全な育成を図るため委嘱している。

- ・委員数 11名
- ・任期 2年間
- ・定例会 年2回

郡山市少年センター運営協議会委員

任期:令和4年7月25日～令和6年7月24日

No.	職名	氏名	構成団体	備考
1	委員	三田真理子	郡山市社会福祉協議会	
2	委員	門馬 邦行	県中教育事務所	
3	委員	関根 宏房	郡山市小中学校長会	
4	委員	幕田 宙晃	郡山市PTA連合会	
5	委員	國分 知也	郡山警察署	
6	委員	齋藤 恵	郡山北警察署	
7	委員	塚田 佳代	福島家庭裁判所	
8	会長	瀧田 勉	郡山市補導員会	
9	副会長	傳 お麗	郡山市青少年健全育成推進協議会	
10	委員	菅野 晴彦	柳町自治会	
11	委員	八巻 三郎	公募委員	

令和5年4月24日現在 (敬称略)

郡山市少年センター補導員

青少年の非行と健全な環境づくりのため、関係団体に推薦を依頼し、委嘱している。

- ・委嘱者 郡山市長
- ・補導員数 118人
- ・委嘱期間 2年間

郡山市少年センター補導員の構成団体

任期:令和3年8月1日～令和5年7月31日

No.	推薦団体	人数
1	郡山市小中学校長会	16
2	県南地区高等学校生活指導協議会郡山支部	15
3	郡山市PTA連合会	10
4	郡山市婦人団体協議会	19
5	郡山市子ども会育成連絡協議会	4
6	郡山市交通安全母の会	7
7	郡山地区保護司会	3
8	郡山市民生児童委員協議会連合会	18
9	郡山地区少年警察ボランティア協議会	4
11	郡山北地区少年警察ボランティア協議会	1
12	郡山地区更生保護女性会	9
13	郡山駅前地区少年環境浄化推進委員会	1
14	その他市長が適当と認める者	11

令和5年4月30日現在

郡山市少年センター条例

昭和40年5月1日
郡山市条例第117号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項の規定に基づき、少年の非行防止とその健全な育成を図るため、少年センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 少年センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	郡山市少年センター
位置	郡山市清水台一丁目6番1号

(事業)

第3条 郡山市少年センター(以下「少年センター」という。)は、関係機関と緊密な連携を保ち、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 街頭補導
- (2) 少年相談
- (3) その他必要な事業

(運営協議会)

第4条 少年センターの円滑な運営を図るため、郡山市少年センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)を置く。

2 運営協議会の委員は、おおむね10人とし、市長が任命又は委嘱する。

(補導員)

第5条 少年センターに補導員を置き、市長が委嘱する。

(職員)

第6条 少年センターに必要な職員を置く。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、少年センターの管理及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行の日の前日までに、従前の郡山市が、郡山市少年センター条例(昭和40年郡山市条例第11号)の規定により任命又は委嘱した運営協議会の委員及び補導員は、この条例の規定にかかわらず、新たに任命又は委嘱されるまでの間在任するものとする。

附 則(昭和42年郡山市条例第63号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和43年郡山市条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年郡山市条例第45号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年郡山市条例第69号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

郡山市少年センター条例施行規則

昭和52年12月2日
郡山市規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、郡山市少年センター条例（昭和40年郡山市条例第117号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第4条第2項の運営協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が任命又は委嘱する。

- (1) 福祉関係機関の職員
- (2) 教育関係機関の職員
- (3) 警察司法関係機関の職員
- (4) 学識経験者
- (5) 市の区域内に住所を有する者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 運営協議会に会長及び副会長1名を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 運営協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決する。ただし可否同数のときは、会長が決する。

(補導員)

第5条 条例第5条に規定する補導員の定数を150名以内とする。

2 補導員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育団体関係者
- (3) 保護司等団体関係者
- (4) その他市長が適当と認める者

3 補導員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠補導員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

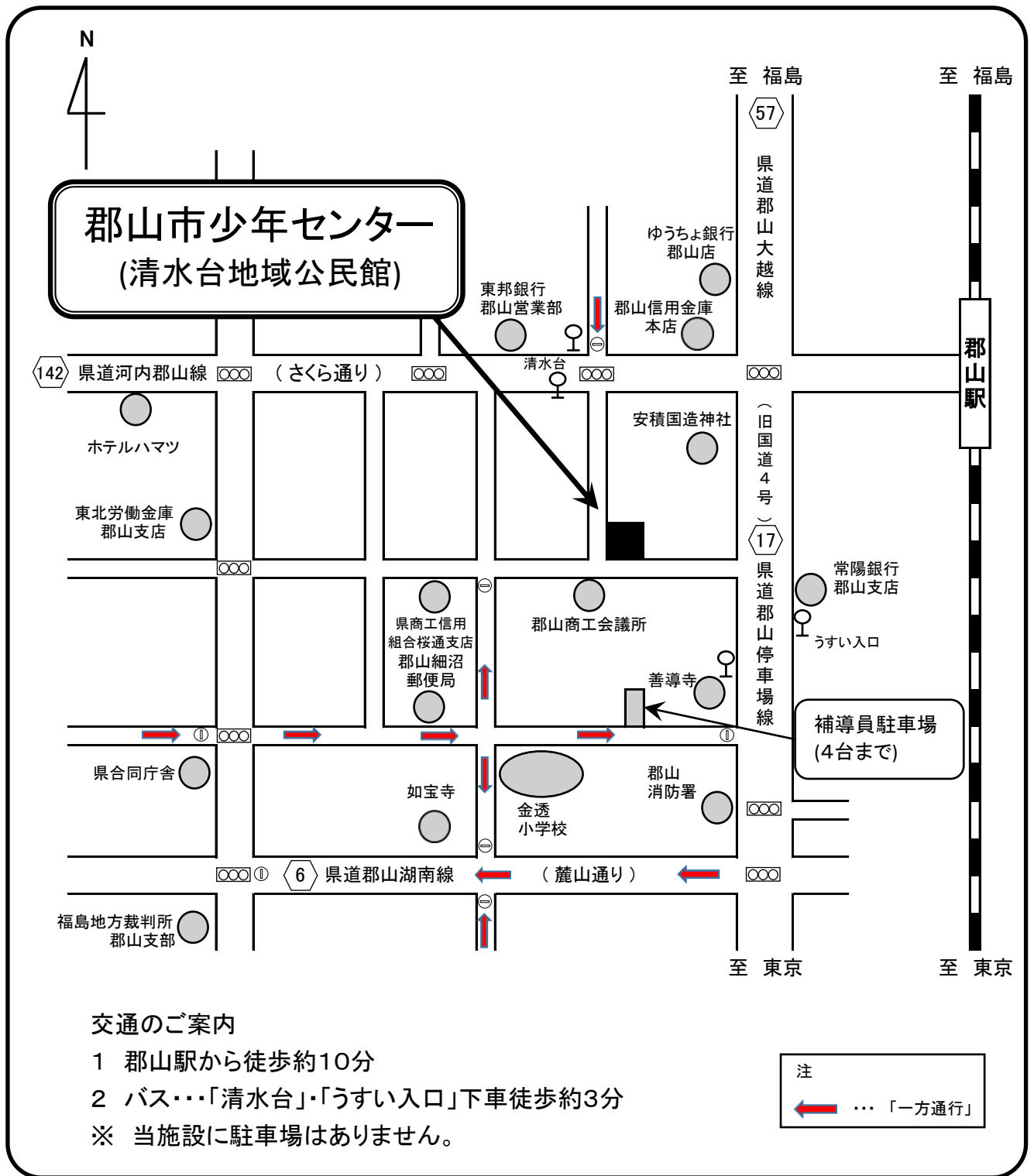
1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際、現に運営協議会の委員に委嘱又は任命されている者の任期については、第2条第2項の規定にかかわらず、昭和53年5月31日までとする。

3 この規則施行の際、現に補導員に委嘱されている者の任期については、第5条第3項の規定にかかわらず、昭和54年6月30日までとする。

附 則（平成16年郡山市規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。



【 郡山市少年センター 】

〒963-8005 福島県郡山市清水台一丁目6番1号

電話・FAX (024)-922-1162

令和5年5月作成